



令和元年10月1日  
「湯浅町部落差別を  
なくす条例」が  
施行されます



差別のない・元気・笑顔の花咲く町



部落差別は許されないことです。  
町民一人ひとりが理解を深め、  
部落差別を根本からなくし、  
湯浅の元気、笑顔を  
みんなの力でさらに充実させましょう。

差別のない・元気・笑顔の花咲く町 湯浅町



あなたの行動が、この町をもっと素敵に  
変えていくかもしれません。

お問い合わせ

湯浅町人権推進課

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2707-1(湯浅町総合センター内) 0737-64-1126



植物油インクを使用しています

このパンフレットは、読みやすさと見やすさに  
配慮をしたデザインをしています



# 一人ひとりの 人権が 尊重される 町。

はじめに

部落差別は、日本社会の歴史の中で形づくられた身分制度により、一部の人たちが、社会的、文化的、経済的に差別を受けてきた日本固有の人権問題です。

平成28年(2016年)12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」といいます。)」が公布・施行されました。

部落差別解消推進法には、「現在もなお部落差別が存在すること」、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことが明記されています。

部落差別解消推進法の施行以後、周知・啓発に努めてきましたが、悲しいことに平成29年度(2017年度)に部落差別に該当する差別事件が3件発生し、「現在もなお部落差別が存在する」という現実を改めて突きつけられました。

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地もんちにより、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と基本的人権の尊重を謳うたった日本国憲法が施行されてから70年余り、また、部落差別の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」とした同和对策審議会答申から50年余りが経過し、先人のご尽力により、着実に解決に向けて進んではいるものの、まだまだ部落差別は存在する状況です。

このような状況を他人事として考えるのではなく、私たち一人ひとりが自分のこととして捉え、部落差別の解決に向けて正しい理解をする必要があります。

これは、私たち大人大人だけの問題ではありません。部落差別解消推進法に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と明記されているように、インターネット上には、誤解や偏見に基づく様々な差別的な情報まんとんが蔓延まんえんしています。

時代の変化により、携帯電話・スマートフォン所有者の若年化が進んでいるという状況と相まって、部落差別を知らない子ども子どもが差別的な情報を取得し、誤解や偏見を持つことが考えられるため、若年層を含む幅広い世代への教育・啓発が必要です。

湯浅町では、このような状況を踏まえ、部落差別を解決する手段の一つとして「湯浅町部落差別をなくす条例」が平成31年(2019年)4月に制定され、10月1日から施行されます。

このパンフレットでは、部落差別の歴史的背景や、これまでの取組み等について紹介し、解消するためにはどうしたら良いか、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

令和元年九月

和歌山県有田郡湯浅町



# 部落差別の歴史

## 部

部落差別の起源は、諸説ありますが、中世の社会的差別を前提として、16世紀末の豊臣時代から、17世紀前半の江戸時代の初めにかけて成立したとされています。

そして、17世紀の中頃から幕藩体制の確立とともに、法的・制度的に被差別身分が固定されました。

明治4年(1871年)にいわゆる

解放令(太政官布告61号)が出された

ましたが、差別を解消する取組みが行われることはなく、人々の差別意識が消えることはありませんでした。

その後、全国の被差別部落の人々を中心となり、大正11年(1922年)に

「全国水平社」が創立され、それ以降、

被差別部落の人々を中心となり、部落差別

からの解放を求める運動が続けられましたが、

第二次世界大戦の勃発により運動は衰退してしまいました。

終戦後の昭和22年(1947年)に、「基本的人権の尊重」を掲

げた「日本国憲法」が施行されましたが、依然として教育や就職

といった機会で不当な扱いを受けるなど差別は残りました。



## 問

部落差別ってどういう問題なの？

## 答

部落差別は、日本の長い歴史の中で形づくられた身分制度を発端とし、一部の人たちが特定の地域出身であることや、そこに居住していることを理由に結婚に反対されたり、就職の際に不当な扱いを受けるといった問題です。



## 問

解放令ってどういうものですか？

## 答

制度上の被差別身分を廃止し、身分・職業ともに平民同様とした当時の法令です。しかし、解放令公布後、部落差別をなくす取組みが行われることはありませんでした。

# 同和対策事業の取組み

## 部

部落差別を解決するため、内閣総理大臣の諮問機関として同和対策審議会が設置され、昭和40年(1965年)には、同和対策審議会答申が出されました。

この答申を受け、昭和44年(1969年)に施行された同和対策事業特別措置法は、当初10年間の時限立法でしたが、その必要性から同法の延長、法律名称の変更を伴いながら、平成14年(2002年)の同和対策事業関連法が失効するまでの33年間、一部の地域を除き、全国で特別対策として同和対策事業が実施されました。

湯浅町においても、33年間で、道路、改良住宅、総合センターや文化会館、大型共同作業場等を整備することで、就労対策等を含め地域環境の改善を行ってきました。

また、昭和47年(1972年)から社会同和教育として「地区別同和研修

会(同和地区懇)」を実施し、昭和59年(1984年)には「湯浅町

同和教育基本方針」を策定し、「個人の尊厳を重んじ、合理的精

神及び社会連帯意識を身につけ、部落差別を取り除く人間を育成する」ことを目的に、学校、家庭、地域、行政が一体となって同

和教育の充実、基礎学力の向上等、諸問題の解決に向け取り組んできました。



## 問

同和対策審議会答申ってなに？

## 答

わが国の同和対策の原点であり、日本政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを確認した文書です。

この答申では、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」とされており、被差別部落の実態調査結果を踏まえ、環境、産業・就労、教育といった様々な分野での具体的な対策案が示されています。





# 現在の取り組み

**特** 別対策終了後は、一般対策に移行し同和問題の啓発に加え、就労相談や各隣保館りんぽかんを活用し様々な教室を実施するなど、住民交流の促進等に取り組んでいます。

また、昭和47年(1972年)から実施している地区別同和研修会は、「町民人権学習会」と名称を変更し、人権教育の場として町内全22会場で同和对策事業最終後も実施しています。

平成28年(2016年)12月16日に「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。

同和对策審議会答申が出されてから50年以上経過した後に制定された

この法律は、部落差別の解決は国策

として取り組むことを確認した

同和对策審議会答申が出されて

以後、住環境の改善等、一定の

成果があがってはいるものの、今なお

根強い差別意識が存在することを意味しています。

湯浅町では法律の施行以後、様々な機会を通して法律の周知、

部落差別解消の必要性について啓発を行うとともに、湯浅町総合センターに部落差別に関する相談員を配置するなど、問題解決に努めています。



## 町民人権学習会の今と昔

年度	テーマ	参加人数
昭和54年(1979年)	家庭 <small>お</small> に於ける同和教育	2,221人
昭和55年(1980年)	私たちの暮らしと人権	2,106人
昭和56年(1981年)	親と子で進めよう家庭の同和教育	2,326人
平成28年(2016年)	障がい者の人権	484人
平成29年(2017年)	災害と人権	460人
平成30年(2018年)	障がい者の人権	491人



**問** 町民人権学習会は どういったことをやっているの？

**答** 湯浅町、湯浅町教育委員会、湯浅町人権尊重委員会の三者が主催となり、毎年啓発のテーマを設定し、各地域でその年のテーマに基づき意見交換などを行っています。

## 部落差別の解消の推進に関する法律 (平成28年法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院 法務委員会(H28.11.16)】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院 法務委員会(H28.12.8)】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。





# 部落差別の現状

## ○就職・結婚に関する差別

被差別部落出身であるということから理由に、結婚することに対し親や親戚などから反対され、つらく悲しい思いをする人たちがいます。

湯浅町でも平成29年度(2017年度)に、身内の結婚に伴い特定の住所が被差別部落かどうかを確認する電話での問合せがありました。

昭和50年(1975年)に全国の被差別部落の所在地が掲載された「部落地名総鑑」を、採用時に身元調査を行い被差別部落出身者に不当な扱いをすることを目的に多くの企業が購入、所有していることが発覚しました。

当時の書籍については、回収、処分されましたが、平成28年(2016年)に部落地名総鑑の復刻版と称した書籍を販売するという広告がインターネット上に掲載されました。

この復刻版部落地名総鑑は、販売差し止め処分となりましたが、インターネット上にはこれらに関連する情報が掲載されるなど、「情報化の進展に伴って、部落差別の状況の変化が生じている」ことが問題となっています。



## ○インターネット上の差別書込み

インターネット上には、匿名性や拡散性を利用して、被差別部落の人たちを誹謗中傷する内容の投稿や被差別部落の所在地を掲載するなどの差別書込みが数多く存在しています。

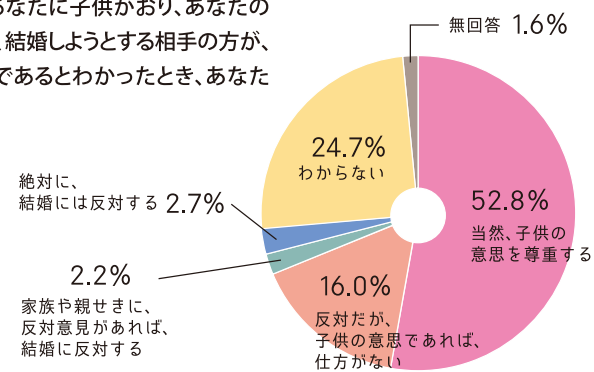
携帯電話やスマートフォンがあれば簡単にインターネット上の情報を取得することができ、スマートフォン等所有者の若年化が進んでいることと相まって、部落差別を知らない若しくは正しい知識を持たない人たちが間違った情報を取得することにより、誤解や偏見を生む可能性があります。

便利な世の中になる一方で、間違った情報を鵜呑みにしない、またそれを見過ごさず許さない社会づくりが必要です。



## ■同和地区出身者との結婚に対する意識

**問** 仮に、あなたに子供がおり、あなたの子供が、結婚しようとする相手の方が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうしますか。



平成30年度(2018年度)に和歌山県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、子どもの結婚相手が同和地区出身とわかったとき、親としてどうするかを聞いています。

半数以上(52.8%)の人が「子どもの意思を尊重する」と回答しています。

しかしながら、約2割(20.9%)の人は、「子どもの意思であれば賛成(親としては反対)」、「家族等で反対意見があれば反対」、「絶対に反対」と結婚に関し反対の意思を持っていることも事実です。

※和歌山県人権に関する県民意識調査(平成30年度調査報告書より。問いに対する回答者数は1,549人)

## ■民間団体の取組み

平成29年(2017年)3月に、プロバイダ関係の4大業界団体※で構成される違法情報等対応連絡会において、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂が行われ、いわゆる同和地区の所在情報等を晒す行為の禁止が明確化されました。

※4大業界団体=(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟

《参照》

(禁止事項)

第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

～(1)、(2)省略～

(3)他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

・他者に対する不当な差別を助長する等の行為には、以下が含まれます。  
- 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為



## ■本人通知制度を知っていますか?

本人通知制度は、住民票や戸籍謄本などを第三者の請求により交付した場合、本人に対してその事実を通知するものです。差別や犯罪による被害をなくすことにつながるため、皆さんの登録をお願いします。

◎お問合わせ・登録:住民生活課 住民係 64-1102(直通)



# 湯浅町部落差別をなくす条例について

## ○部落差別解消の基本理念

部落差別を解消することは、部落差別に対する正しい理解をした上で、誤解や偏見<sup>へんけん</sup>をなくすことが重要と考えます。このことから、湯浅町では教育や啓発を重視するとともに、差別行為が発生した場合は、差別をした人の誤解や偏見を取り除くことを第一に考え、「根本」から部落差別を解消することに努めます。

## ○条例の特色



条例は、部落差別解消推進法を踏まえながら、湯浅町独自の取組みについて定めています。条例の主な4つの特色について紹介します。

- ① 部落差別に関する相談窓口や相談員について定めています
- ② インターネット上の差別書込み等の監視(モニタリング)について定めています
- ③ 差別行為が発生した場合の解決手順を定めています
- ④ 差別を受けた人の支援と救済について定めています

## ○湯浅町のモニタリング事業

湯浅町では、平成30年(2018年)10月からモニタリング事業を実施しています。

毎週火曜日に町職員2名が、特定の掲示板サイトを監視し、差別書込み発見時は、サイト管理者等に削除するよう依頼を行います。モニタリングは、職員の人権研修も兼ねて実施しています。



## ○差別行為発生時の解決手順

町に差別行為発生の情報提供があれば、差別を受けた人、差別をした人に聞き取りなどの調査を行います。その調査の経過や結果を、第10条に定めている「審議会」に報告し意見を聴き、審議会の意見を踏まえて差別をした人の誤解や偏見を取り除くことを目的に指導や助言を行います。

指導や助言を行ったが理解してくれず差別行為を繰り返す場合は、放置することはできませんので、差別行為をやめるよう「勧告」を行います。それでも差別行為を繰り返す場合は「命令」を、それでも繰り返す場合は「氏名等の公表」を行います。しかし、「氏名等の公表」を行うことが目的ではなく、「助言等」により差別をした人の誤解や偏見を取り除くことを第一に考えています。

# 部落差別を解消するために

## ○関心をもつ

部落差別を解消する考えの中には、「時間がたてば自然となくなる」、「部落差別を知らない人にわざわざ教える必要はない」といったいわゆる「寝た子を起こすな論」の考えがあります。

しかし、これは差別意識を温存し、容認することにつながるため、根本からの解決にはなりません。

部落差別を解消するためには、自分とは無関係なことと考えるのではなく、自分のこととして捉え関心を持つことが大切です。



## ○正しい知識を身につける

部落差別は、日本の歴史の中で形づくられた身分制度によるものです。単に「難しい問題」、「自分に関係のない問題」などと考え避けるのではなく、なぜ特定の地域出身であることを理由に差別されなければいけないのか、その背景にはどういった歴史があるのかということを知り、理解する必要があります。

## ○自分のこととして

部落差別に限ったことではありませんが、相手の立場になり自分のこととして考える必要があります。

「自分が差別を受ける側だったら…」  
「自分の最愛の人が差別を受けたら…」  
と、自分自身のこととして想像し、自分に置き換え考えることが大切です。そうすることで、私たち一人ひとりがどのような行動をとるべきなのか、ということが見えてくるはずですよ。



差別は、「される」側に原因があるわけではありません。  
「する」側に原因があるのです。  
「私は差別なんか絶対しない」と考えていても、知らない間に「する」側になっているかもしれません。  
私たち一人ひとりの顔や性格が違うように、社会には様々な人がいます。関心をもつことから始め、お互いの違いを知り、理解し、認め合うことが差別をなくすことにつながるのではないのでしょうか。



# 湯浅町部落差別をなくす条例

## 【目的】

■第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の精神、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に基づき、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明確にするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない湯浅町を実現することを目的とする。

## 【定義】

■第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、湯浅町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び湯浅町内に通学又は通勤する者並びに湯浅町を訪れる者をいう。

## 【モニタリング】

■第9条 町長は、差別の助長及び拡散を抑制することを目的に、モニタリングを行うものとする。

- 2 町長は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に係る差別書込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去するよう努めるものとする。
- 3 町民等及び事業者は、町に係る差別書込み等を発見した場合は、町長に報告するものとする。
- 4 町長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を確認し、必要と認める場合は、それを消去するよう努めるものとする。

## 【審議会】

■第10条 町は、第7条第1項に規定する計画の策定等に関する事項及び差別行為が発生した場合に、当該事項について審議するため湯浅町部落差別をなくす審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 審議会の委員は、部落差別に識見を有する者等のうちから、町長が委嘱するものとする。
- 4 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 5 審議会の委員の任期は、町長が委嘱した日から諮問に対する答申を行うまでの期間とする。
- 6 審議会の委員に対する報酬及び旅費その他の費用弁償は、湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第1号）に定めるところによる。

- 7 審議会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

- (3) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み及び投稿等（以下「差別書込み等」という。）を監視することをいう。
- (4) 事業者とは、湯浅町内で事業活動を行う個人、法人及びその他団体をいう。
- (5) 差別行為とは、誤解や偏見に起因する個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査及びその他これらに類する行為をいう。
- (6) 差別者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人及びその他団体をいう。

- (7) 被差別者とは、第5号に規定する差別行為を受けた個人、法人及びその他団体をいう。
- (8) 家族等とは、配偶者、父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母、子の配偶者及び後見人をいう。ただし、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に満たない者は除く。

## 【基本理念】

■第3条 部落差別の解消に関する理念は、全ての町民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるということを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるという基本的な認識の下、町民一人一人の理解を深めることに努め、部落差別を根本から解消するものとする。

## 【町の責務】

■第4条 町は、前条の基本理念のつとめ、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

## 【差別行為の情報提供】

■第11条 町民等は、差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

- 2 事業者は、業務中又は管理する施設内で差別行為を発見した場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。
- 3 被差別者は、当該差別行為の解消を目的に、町長に申し出ることができる。

## 【差別行為の調査】

■第12条 町長は、前条各項に規定する情報提供を受けた場合は、当該差別行為の調査を行うものとする。

- 2 事業者は、前条第2項に規定する情報提供を行った場合は、業務に支障がない範囲で、当該差別行為に係る調査に協力するよう努めるものとする。
- 3 町長は、第1項に規定する調査の経過及び結果について、審議会に諮問するものとする。

## 【差別者への指導及び助言】

■第13条 町長は、審議会の答申を踏まえ、差別者の誤解、偏見等を取り除くことを目的に指導又は助言（以下「指導等」という。）を行うものとする。

2 町長は、必要と認める場合は、差別者の家族等に指導等を行うことができる。

## 【差別者への勧告】

■第14条 町長は、前条に規定する指導等を行ったにもかかわらず、差別者がその指導等に従わない場合及び差別行為を繰り返す場合は、差別行為を行わないよう勧告することができる。

## 【差別者への命令】

## 【相談体制の充実】

■第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談体制の充実を努めなければならない。

- 2 町長は、部落差別に関する相談窓口を、湯浅町立隣保館条例（昭和38年条例第12号）第2条に規定する隣保館に設置する。
- 3 町長は、前項に規定する隣保館のうち、湯浅町立湯浅隣保館に部落差別に関する相談員を置く。

## 【教育及び啓発】

■第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に対して、最も効果的と考えられる方法で行わなければならない。

## 【計画及び調査】

■第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、湯浅町部落差別解消推進基本計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 町は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前項に規定する計画を策定するため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 【推進体制の充実】

■第8条 町は、前条第1項に規定する計画を効果的に推進するため、国及び県並びにその他この条例の目的を達成するために必要と考えられる団体等との連携を図るとともに、町の組織の整備又は充実に努めなければならない。

■第15条 町長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

## 【差別者の氏名等の公表】

■第16条 町長は、前条に規定する命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名等を公表することができる。

2 町長は、前条の規定により氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

## 【被差別者の支援及び救済】

■第17条 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

## 【秘密保持】

■第18条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報の適正管理に努めるものとする。

## 【委任】

■第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 【附則】

- 1 この条例は、平成31年4月1日に公布し、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において、第9条に規定するモニタリングにより発見した差別書込み等は、同日前になされた差別書込み等についても、この条例の規定を適用する。



一人ひとりの  
人権が  
尊重される  
町。

■同和問題関係年表

明治4年(1871年)	太政官布告(いわゆる「解放令」)
大正11年(1922年)	全国水平社創立大会
昭和22年(1947年)	日本国憲法 施行
昭和35年(1960年)	同和对策審議会設置法 施行
昭和40年(1965年)	同和对策審議会答申
昭和44年(1969年)	同和对策事業特別措置法 施行
昭和47年(1972年)	湯浅町同和委員会 設立
昭和51年(1976年)	湯浅町総合センター 設置
昭和53年(1978年)	同和对策事業特別措置法 改正延長
昭和57年(1982年)	地域改善対策特別措置法 施行
昭和59年(1984年)	湯浅町同和教育基本方針 策定
昭和62年(1987年)	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の 特別措置に関する法律(地対財特法) 施行
平成4年(1992年)	地対財特法 改正延長
平成6年(1994年)	湯浅町部落差別撤廃・人権擁護等に関する条例 施行
平成9年(1997年)	地対財特法 改正延長
平成12年(2000年)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 施行
平成14年(2002年)	地対財特法 失効 湯浅町同和委員会 解散 湯浅町人権尊重委員会 設立
平成16年(2004年)	湯浅町部落差別撤廃・人権擁護等に関する条例 失効
平成17年(2005年)	人権を大切にすまちづくり条例 施行
平成28年(2016年)	部落差別の解消の推進に関する法律 施行
令和元年(2019年)	湯浅町部落差別をなくす条例 施行

おわりに

「部落差別のない湯浅町をめざして」

「部落差別のない湯浅町」をつくる。それは決して簡単なことではなく、また部落差別は湯浅町だけの問題ではありません。だからこそその目の前の問題から目を背けず、自分のこととして捉え、向き合い、粘り強く取り組む必要があるのではないのでしょうか。部落差別をなくすことは、私たち一人ひとりの問題であり課題です。

「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」とした、同和对策審議会答申から50年余りが経ちました。生活環境は大きく改善され、差別意識も解消に向かってはいるものの、部落差別解消推進法に明記された「現在もなお部落差別が存在する」というのが現実です。

部落差別をはじめあらゆる差別は、人の手によってつくりだされたものです。そうであれば、人の手でなくすことができますはずです。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。20世紀における、二度の世界大戦を教訓とし昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」が採択されました。世界恒久平和の実現には、人権の普遍的尊重が不可欠であるように、あらゆる差別問題に目を向け、お互いを尊重し合うことが差別のないまちづくりには必要です。

社会情勢がめまぐるしく変化し、私たちの生活が便利になる一方で、地域の繋がりなどの希薄化が叫ばれています。そういった時代だからこそ、私たち一人ひとりが手を取り合い、お互いの人権を尊重し、差別のないみんなが住みやすい社会をつくりましょう。